

令和3年度第1回文化財保護委員会会議録

- 日時：令和3年6月29日（火）午後7時から午後9時
- 場所：宮代町郷土資料館2階会議室兼資料取扱室
- 出席者：島村圭一委員、中村誠二委員、長谷川清一委員、青木秀雄委員、菊地正明委員
(事務局)草野室長、青木豊主幹、横内美穂主査
- 欠席者：新井浩文委員、富澤鎮男委員
- 傍聴人0名

会議次第

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 題
 - (1) 令和3年度事業計画について
 - ① 文化財保護委員会事業計画について
 - ② 郷土資料館事業の概要について
 - (2)文化財の指定候補について
 - (3)文化財案内板の設置場所の検討について
 - (4)文化財保護法の一部改正に伴う、町文化財保護条例等の改正の是非について
 - (5)その他

会議録

草野室長 定刻になりましたので、令和3年度第1回宮代町文化財保護委員会を開催いたします。私は本年度より生涯学習室長兼郷土資料館長を仰せつかりました草野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開催にあたりまして島村委員長よりご挨拶いただきます。島村委員長よろしくお願いいたします。

島村委員長 <挨拶>

草野室長 では、次第に沿って進めてまいります。以後の進行は島村委員長に一任いたします。島村委員長よろしくお願いいたします。

島村委員長 はい。それではまず、令和3年度文化財保護委員会の事業計画につきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

<令和3年度事業計画について、資料に基づいて説明>

島村委員長 ありがとうございます。では、ただいまご説明いただいた事業計画につきまして、ご意見などある方がいらっしゃいましたらお願いします。

<特に無し>

島村委員長 よろしいですか。では続きまして、郷土資料館の事業などについてご説明をお願いします。

<資料に基づき、文化財保護事業、埋蔵文化財発掘調査事業、埋蔵文化財発掘調査受託事業、資料館管理運営事業について、事務局より説明>

島村委員長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました内容について、何かお気づきの点やご質問などがありましたらお願いいたします。

まずは補足として、発掘にかかわっている青木委員からお話をお願いします。

青木委員 <実施中の道仏遺跡発掘調査について、補足説明>

4月1日から8月末まで、現地における発掘調査。

調査面積約580㎡。現在その半分の290㎡を調査中。

平成9年以来、何度か道仏遺跡内の調査を行ってきているが、今までに180件の住居跡を確認している。今行っている範囲では、以前の調査のものとの重複も含めて30件ほどを確認している。

時期的には6世紀の前半から6世紀末くらい。100年ほどの間に、290㎡の範囲内で30軒ほどが重なっている。1軒あたり3軒4軒と重なっているといった状態。住居跡の重なりにおいては前後関係やカマドの位置などの見極めがとても難しい現場である。

菊地委員 やはり稲作をしていたのでしょうか。

青木委員 古墳時代なので、当然稲作をしていたと考えられる。縄文時代の奥東京湾の海進からだんだんと海退していき、古墳時代にはこの辺りは沼地となり、さらにそのあと利根川（現在の古利根川）などが東京湾の流路などによって自然堤防といった微高地や、

台地上に粘土質の自然堆積物が見られるといった状況である。
<このあと、大宮台地と下総台地との地形的な特徴や、姫宮神社遺跡・道仏遺跡との関連、周辺地域における古墳時代の集落の立地などについて話が広がる。>

島村委員長 8月いっぱいまで発掘調査が続くのですね。

青木委員 これからどんどん暑くなるので、高温になる夏場の現場管理をどうすべきかと、対策に悩んでいる。夏場の現場対策について、何かいい案があったらご指導賜りたい。

長谷川委員 春日部市の市史編さんで自然編において、まさに元荒川や古利根川の流路について復元を試みている。宮代でのこういった調査成果も参考にさせていただきたい。

青木委員 流路はとても重要だと思う。古代の舟運などの解析にもつながる。そしてこれは感想だが、角閃石・安山岩・軽石の2～3cmといった小さなもの、おそらく自然石ですが、これらが見受けられることについて、今後の整理作業の中で確認していきたい。

長谷川委員 春日部市史とはいっても、地形・地質を見ていく場合においては、市域を超えたサンプリングをしたうえでの判断が必要だと考えているので、周辺市町のデータも積極的に活用していき、結果としては還元できるようにしていきたい。

サンプリングは、発掘現場の自然堆積層のデータからサンプリングをして、軽石の検出を試みている。

島村委員長 他に、全体を通して何かありますでしょうか。

長谷川委員 文化財保護事業の「4. 収集・整理」ですが、行政文書の収集なども積極的に行ってきたいただいているとは思いますが、昨年からの「新型コロナウイルス感染症対策」関係の文書については、しっかりと収集すべき対象だと思われまますので、極力漏れが無いように収集していただきたい。

菊地委員 今回の関連で、1919年のスペイン風邪の関係の資料は残っていますか。

横内主査 新井委員からも以前に指摘があり、収蔵資料の古文書などを見る機会があるときには注意していますが、今のところ無いようです。

ただし、諸家文書に入っている、行政文書的な性質の古文書については、表題をすべて記録できているわけではないので、見つ

かる可能性もあるので、気を付けて見るようにはしています。

島村委員長

中に記載があるかもしれない、ということですね。

横内主査

簿冊の場合、表紙などに書かれたタイトルを表題としてとっているため、文書綴りなどの場合は件名目録の作成まで行っていない古文書が多いので、見つかる可能性はあると思います。

菊地委員

この資料館で保存を行うのか、文書担当課が行うべきなのか、わからないが・・・。

横内主査

基本的には文書を作成した原課において保存年限を定めて保存していると思うが、保存期間はあまり長くは設定していないと思われます。

保存年限を過ぎる文書については、廃棄前に総務課を通じて廃棄予定文書ファイルのリストが資料館に来るので、ファイル名から判断して収集すべきかどうかの判断を行っている。

また、行政文書の中には、急ぎで作った張り紙やポスターなども含まれるが、大体は使用するとすぐに廃棄されてしまったり、作成時のデータも上書きや削除をされてしまう可能性があるため、それらをどうやって収集するかが課題です。

菊地委員

幕末のコレラ関係は残っていますか。

横内主査

収蔵資料の中では見たことがないです。種痘関係の史料はいくつか残っているのですが。

菊地委員

種痘は幕末ですか。

横内主査

残っているのは、幕末頃の史料なので、その頃には町域でも種痘が行われていたことはわかります。

菊地委員

町域では全体的に行われたのですか。

横内主査

収蔵資料の中で見つかっている種痘の史料からは、行われたことはわかりますが、その範囲はその史料からだけではわかりません。

島村委員長

行った記録は残れど、行われなかったという記録は残らないですからね。

草野室長

役場は、電子データに変わりつつあることから紙のデータが残りにくくなっている。担当課によるが、保存年限を経た電子データを CD や DVD などに焼いて残しているところもある。

菊地委員

それは永年保存になるのか。

草野室長

期限など設けていないと思うので、担当課の判断になると

思う。

島村委員長

そういったデータを、歴史的文書として預かることができるといいですね。また、そうできるようにお願いします。

それと、最近収集した資料で、何か特記すべきものはありましたか。

横内主査

民具などの寄贈も近年では変化してきています。最近、昭和40年代の遊具をいくつかいただきました。その中に、ブリキでできた「ポンポン船」というものがありました。火をつけた蠟燭を中において水に浮かべると、その熱で船が進むという遊具です。この資料をくださった方は、これまで他県の大きな博物館に寄贈されてきたそうですが、地元で資料館があることに気づいて地元に残したいと思われたそうです。

また、寄贈される資料の年代が昭和30～40年代に使っていたものに移行してきた印象があることや、断捨離の流行の影響が心配です。

去年いただいた資料に、大宮公園の造成前後の写真がまとめられたアルバムがあり、新井委員にお知らせしたところ、貴重であるとお話をいただきました。

島村委員長

今年度の特別展の目玉になりそうな資料はありますか。

横内主査

五社神社の境内に南枝の句碑があったかと思いますが、この句碑建立を記念して編まれた句集が目玉になるかと思えます。またほかにもいくつか多少庵関係の句集などの史料で、展示で公開していないものがあるので、そういった史料紹介を中心とした展示にできればと考えています。

ただ、残念ながら人物像ですとか、作品の傾向などを調査するには、現況の手持ち史料では不足していて難しいという状況です。引き続き調査を進められるように努力したいです。

多少庵関係の句集以外に、例えば葛飾蕉門という他流派の句集に多少庵の俳人が入集していたりするので、ともかく史料をいかに多く見ていくかが重要になると思います。

島村委員長

他に何かお気づきの点はありますか。

それでは、次に、文化財の新規指定候補についてですが、何かありますか。

横内主査

先日皆様にはメールでお知らせさせていただきましたが、

テレビ番組の「なにコレ珍百景」に、百間小学校のすべり台が取り上げられました。これを、国の登録有形文化財ではありますが、町の指定文化財候補としてリストに掲載させていただきました。

リストは新規指定の候補ですが、これとは逆で今後皆様に検討していただかなければならないのが、町指定の無形民俗文化財である「東条原の獅子舞」の取り扱いです。すでに保存会が解散したため獅子舞の奉納が行われなくなっております。そろそろ指定解除の方向でお話をさせていただく必要があるのかなと思います。

島村委員長

前向きな指定のお話でないということは、ちょっと悲しいことですが、実態がなくなってしまった無形文化材ということですね。さいたま市などでもそういう事例はありますか。

中村委員

さいたま市でもそういう事例はありますね。

島村委員長

そうすると、解除ということになりますよね。

中村委員

そうですね。

島村委員長

せめて記録だけでも残せるといいのですが、幸い、以前映像記録を制作していますよね。その時に詳細な調査も行われていたので、それらの保存をしっかりと行うことが重要ですね。

またそういう映像記録を一般に公開するというのも必要でしょう。

中村委員

獅子頭などの道具類の保管はどうなっていますか。

横内主査

現在資料館に寄託の形で保管しており、祭礼の日に地区の方が取りに来られて、祭礼の間はその場に飾り、また資料館に戻されるという感じです。獅子舞の奉納はされていません。

中村委員

用具として指定されていますか。

横内主査

用具としての指定はされていません。あくまで奉納される舞が無形民俗指定となっています。今後は、獅子頭一式などのように、その用具自体を有形民俗文化財や歴史資料として指定いくことも必要と考えます。それらを含めての検討をお願いしたいものです。

長谷川委員

祭礼をおこなっているのは保存会の方ですか。

横内主査

保存会は解散してしまっているので、東条原地区の祭礼として行われているようです。そのため、獅子頭などの道具類は

地区所有となるようです。

中村委員

獅子頭以外に何がありますか。

横内主査

獅子3頭その他、天狗やひょっとこなどがいて、その面や衣装などが寄託されています。舞の演奏に使用する笛や太鼓は来ていません。

神社敷地内にこれまで獅子頭などを保存してきた倉庫があるのですが、獅子頭などは特に大切なものであるとのことから、資料館に寄託して下さったのではないかと思います。

島村委員長

長く使われた獅子舞の道具でもありますので、有形の文化財指定ということも一考すべきかなと思います。

中村委員

残念ながら無形の文化財としては解除になるかもしれませんが、有形文化財として残すということも大切ですね。

島村委員長

何か紙に書かれた形で残されたものはありますか。

横内主査

個人のお宅にですが、これまで保存してきて下さった中に、獅子舞の起源につながる古文書が1点出てきています。それを合わせて指定の方向でご検討いただくといいのかなと思います。

島村委員長

一連の史料を調査して、指定候補として挙げるということですね。

横内主査

指定候補リストの9番に挙げてあります。

島村委員長

関連資料をしっかりと調査を行っていくということでしょうか。

このほか、天然記念物関係については、なかなか見に行く機会もすくないかとは思いますが、須賀小学校の木はとりあえず元気にしているのでしょうか。

横内主査

一度、樹木に詳しい方に見ていただいたようです。指定文化財としてもいいのかなという感じです。

島村委員長

お寺にあるものなどは、管理していただけるかと思いますが、個人宅の樹木が管理が大変かもしれませんね。

<リスト中の樹木の状況について、事務局から説明>

中村委員

天然記念物は、そのままの状態が前提ということになりますが、個人蔵のものはなかなかやっかいで、代替わりの際などに問題になる事例が多くある。

横内主査

百間小学校のすべり台が国の登録有形文化財になったのち、

「文化財のある学校」というキャッチコピーが流行りだしている気がするのですが、そうなると、須賀小学校の楓の木などは由来もわかっていて、子どもたちのシンボルとしてあるということからも、指定されれば喜んでいただけるかなという印象です。

中村委員 文化財候補という考え方が浸透してくれば、その取扱いも丁寧になってくるので、いいことですね。

菊地委員 百間小学校すべり台のテレビでの取り上げ方はどんな感じでしたか。

<番組の内容を説明>

菊地委員 やはり、国登録有形文化財というところが中心でしたか。

横内主査 はい。「国登録有形文化財」というのは、重要なキーワードでした。

中村委員 登録有形文化財になった後の反響はどうですか。見学の希望が多くなったとか。

横内主査 直接的な見学希望は、思っていたほどはないのですが、埼玉県内にお住まいの方がフラット立ち寄られているようで、わりと来ています、と校長先生からうかがっています。マスコミによる取材は、今のところ落ち着いています。

菊地委員 須賀小の校庭の中央にある木は、学校を作った時からあるのですか。何か由来はわかるのでしょうか。

横内主査 現在の地に校舎ができた記念として、開校時に校舎として使用していた寺から持ってきて移植したと伝わります。

青木委員 カヤの木ですね。学校として使用していた寺の敷地にあったものを、新しく校舎ができるということで持ってきて移植したと。そしてそれに対して地域の人々が保存会を作って大切に見守ってきたと聞いています。楓のほうはちょっと不明ですね。

島村委員長 校庭の中央にあるのは、楓ですね。ちょうど真ん中ですよ。

菊地委員 カヤは大丈夫ですか。

横内主査 カヤは一時期、実が多くなって樹勢が弱くなりましたが、樹木に詳しい方に見ていただき、若干の剪定を行ったところ少し持ち直した状態です。ただし、洞ができてしまってきていることが少し心配です。

青木委員 (保存会の方々が) 実を蒔いて苗木を数本つくっていて、仮に木がだめになってしまった場合に2代目を植えられるように準備をされています。学校に何本か植えてあって、けっこう大きくなってきています。

菊地委員 (校庭の) 真ん中にある楓は、邪魔に思うことがあるかもしれないが、小学生にとってはシンボルですね。

中村委員 校庭の真ん中にあれだけ大きな木があるというのは、かなりの特色といえますね。他にはない特色ですよ。

青木委員 あの楓の木も樹勢を維持するために、根元に(剪定枝などの)チップが撒いてあります。根っこを直接踏んでしまうと樹勢が弱まってしまうようで、それを防ぐために衛生組合からチップをいただいて撒き、子どもたちが自由に遊べるようにしてあります。

島村委員長 よろしいですかね。新規指定については継続して検討していただければと思います。また、獅子舞関係についてもですが、獅子舞自体は残念ですが累計のもので検討していくことで少しでも残していければという感じですね。

(指定候補一覧の中で) 古文書とかはどうですか。なくなったとかはありますか。

横内主査 数年前に1件、古文書群が散逸してしまいましたが、その後は特には聞いていません。

基本的に幸いにも宮代では資料館がある関係で、(リスト中の古文書群は) 寄贈や寄託されている率が高いため、散逸の危険性が少ないです。

島村委員長 寄贈・寄託どちらも、館があるおかげで資料が守られているということですね。

菊地委員 江戸時代はいろいろあったようだが、明治時代以降は、カスリーン台風以外は大きな災害はおこっていないのでしょうか。

横内主査 いえ、明治時代には43年の大水など、明治時代以降にも災害はいくつか起こっています。広範囲に起こったものは先ほどのカスリーン台風含めていくつかですが、地域が限られるものについてはしばしば起こっています。

青木委員 広範囲に被害が出た災害は何度か起きています。明治43年の水害では百間小学校の校庭まで水が来たそうです。また、昭

和 22 年の水害では東小学校の校庭まで水が来ていたようですね。これについては学校日誌が残されていて、当時の様子が若干書かれています。

島村委員長

明治 43 年と昭和 22 年では切れた場所が違うので、被害を受ける場所も違ったのでしょうか。

青木委員

水の来る筋(川)がちがうので、水没する場所も違いますね。〈昭和 22 年水害の町域での状況について事務局より説明〉
〈最近あった古利根川の増水と、外郭放水路の活躍について意見交換〉

島村委員長

そういうことでは、災害についての資料も調べて文化財として残していくことは大切ですね。

では候補については、調査を進めて可能であれば指定していくということによろしいでしょうか。

つづきまして、文化財案内板の設置について、まずは事務局から説明をお願いします。

横内主査

昨年度は、ふるさと歩道の案内板として設置され県から移管されたもののなかで、遍照院の案内板を修繕しました。ほとんど文字が見られなくなってしまっていたものを、盤面交換により修繕したものです。説明文・地図・写真によるもので、皆様に読んでいただきやすくなったかと思います。

同様の状態のものがまだ 3 基ほど残っております。(山崎浅間神社・宝生院・西光院) とくに宝生院のものは盤面の薄れが強く、急ぎ修繕が必要と考えています。

島村委員長

地元から要望が出ているなどはありますか。

横内主査

今のところは、とくには寄せられていません。ただ、一昨年の弁天社のように、地元からの要望に従っても、結局撤去という事例もありますので、設置については立地状況やその後のことも考えて行うべきかなと思います。

文化財案内板を歩いて廻っている方や、ウォーキングを趣味とされている方などからは、設置予定の案内板を早く立ててほしいという要望を寄せられることもあります。

長谷川委員

予算的には、修繕分ほどの予算しかないのですか。

横内主査

いちおう新設できるくらいは確保してあります。ただし、修繕の方が急務と考えているだけです。また、歳入がふるさと納

税と切り離され、歴史書店での売り上げが資金となる関係で、しばらくの間は修繕を続けていった方がいいだろうと考えています。

菊地委員 歩いている人たちが、わりと文化財案内板を見てくれますね。

島村委員長 これ（文化財案内板）は、時間をかけて少しずつ建てていくしかないでしょう。よろしくお願いします。

それでは、4番目、文化財保護法改正に伴う町文化財保護条例の改正に是非について、ですね。事務局からまずは説明をお願いします。

横内主査 この度、文化財保護法の一部改正が行われまして、登録文化財に無形文化財と無形の民俗文化財が新設されました。併せて地方ではそれらを新設することができるというものです。しかしながら、本町においては、以前、町文化財保護条例中に有形の文化財について登録制度を設けるかどうかをこの委員会内で協議いただき、まだ項目として挙げないとなっておりましたので、無形の民俗文化財についても協議いただくことが必要と存じ議題にあげさせていただきました。

島村委員長 先ほど登録文化財については少し話題になりましたが、町で登録するかどうかということになるかと思います。ご協議いただければと。

中村委員 町の登録制度の中に無形を入れるかどうかということですね。

横内主査 町の文化財保護条例中には、登録文化財の制度はありません。国の資料によると、市町村などで登録制度があるのは全国でも40数か所ようです。

島村委員長 うちの町くらいだと、ある程度目が届くので、登録制度を導入しなくても、指定候補リストに載せていくことが登録制度と似た効果になりますね。

横内主査 指定候補だけではなく、全体をよく見ていれば、登録制度を導入するのと同じ効果は、現況でも発揮できていると思います。

菊地委員 登録制度を導入するメリットは何かあるのですか。

横内主査 登録された資料を修繕する場合、補助金の支給を受けるこ

とができるようになる点だと思います。なので、無形の民俗文化財では難しいかもしれませんが、有形の建造物であれば登録時の外観を保つ必要があるので、それを維持・修繕する場合などに有効です。

菊地委員
横内主査

指定文化財の場合はどうですか。

補助金が出るという点については同じように見えますが、指定の場合はもっと制約が多くなるという点が違います。建物であれば外観だけでなく内側の構造などすべてが対象となります。いわゆる「釘1本打つにも許可が必要になる」と例えられるのが指定文化財です。登録文化財は外観だけなので、建物の中をどのように改装しようとも問題ありません。なので、外観はとても古めかしくても、内部は近代的な空間にするということも可能です。

<登録有形文化財である建造物の、内部リフォームの事例について意見交換>

長谷川委員

近年は、(内部の)改修を経てから登録文化財になる事例が多いようです。春日部市のとある住宅も、改修してから登録になりましたが、その後の固定資産税の免除などもメリットになると思います。

菊地委員

固定資産材の免除は全額か、一部か。補助金も出せるのですか。

長谷川委員

率は忘れましたが、免除されているのは確か。

ただし、町で登録制度を設けて登録した場合、修繕の都度に補助金を出すことができるかどうかという、財政的な点は問題だと思います。

横内主査

指定文化財とした建造物の修繕を行いたくても予算がつかない現状において、新規に有形・無形の登録文化財を新設しても対応することが難しいと思います。

島村委員長

制度を複雑にしてしまうよりも、現在ある制度をうまく活用していく方が町にとっては良さそうですね。

では、そういう方向でしばらくはやっていくということではよろしいでしょうか。他には何かありますか。よろしいでしょうか。

長谷川委員

事務局は把握されていますが、和戸教会の牧師さんが代

われました。

若い方に代わられたようですので、指定文化財の所有団体でもありますから、事務局の方でも一度挨拶をしにいったいただければと思います。

島村委員長

まずは事務局の方でいっただき、場合によっては、現地巡検として再調査うかがいながら、新しい牧師さんにご理解いただけるようにお話できればと思います。

他に無いようであれば、事務局にお返しいたします。

(会議終了)